

※月2回発行

2018年3月15日 | No.273

- I 全人代レベル
- II 国務院レベル
- III 中央行政部門レベル
- IV 司法解釈
- V 地方レベル
- VI その他

森・濱田松本法律事務所  
中国プラクティスグループ  
<http://www.mhmjapan.com/>

射手矢 好雄  
☎03-5223-7713

石本 茂彦  
☎03-5223-7736

江口 拓哉  
☎06-6377-9402

小野寺 良文  
☎03-5223-7769

## I 全人代レベル

### 一 「憲法改正」

(原文「憲法修正案」)

全国人民代表大会公告第1号、全国人民代表大会2018年3月11日公布、同日施行

全国人民代表大会は、2018年3月11日、中国の憲法を改正した。

#### 1. 改正に至る流れ

中国共産党中央委員会は、2018年1月26日、全国人民代表大会常務委員会に対し、「中国共産党中央委員会による憲法の一部内容の改正に関する提案」を提出した<sup>1</sup>。

全国人民代表大会常務委員会は、2018年1月30日、全国人民代表大会に対し、上記の提案の審議を求めた。

全国人民代表大会は、2018年3月11日、賛成2,958票、反対2票、棄権3票により、憲法改正を可決した<sup>2</sup>。

#### 2. 憲法改正の内容

今回の憲法改正は、2004年の旧憲法に対し、前文に加え16の条文を修正し、5つの条文を追加するなどの改正を行った。憲法改正の主な内容は、以下のとおりである。

##### (1) 科学的発展観、習近平の新時代における中国の特色ある社会主義思想の追加

憲法改正は、旧憲法の前文に、科学的発展観、習近平の新時代における中国の特色ある社会主義思想を追加した(前文)。

	旧憲法	憲法改正
前文	マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、及び「三つの代表」の重要な思想に導かれ	マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、及び「三つの代表」の重要な思想、 <u>科学的発展観、習近平の新時代における中国の特色ある社会主義思想</u> に導かれ

<sup>1</sup> 「王晨による『憲法修正案(草案)』の説明(抜粋)」(王晨、全国人民代表大会常務委員会副委員長兼秘書長)  
([http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2018-03/06/c\\_1122496003.htm](http://www.xinhuanet.com/politics/leaders/2018-03/06/c_1122496003.htm))

<sup>2</sup> 全国人民代表大会第1回会議には2980名の全国人民代表大会代表が出席すべきであるところ、実際に2964名の全国人民代表大会代表が出席した。  
([http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/12/content\\_5273239.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-03/12/content_5273239.htm))

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

## (2) 中国共産党による指導の明確化

憲法改正は、「中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。」旨を明記した（1条2項）。

	旧憲法	憲法改正
1条2項	社会主義制度は、中華人民共和国の基本制度である。いかなる組織又は個人による社会主義制度の破壊も、これを禁止する。	社会主義制度は、中華人民共和国の基本制度である。 <u>中国共産党による指導は、中国の特色ある社会主義の最も本質的な特徴である。</u> いかなる組織又は個人による社会主義制度の破壊も、これを禁止する。

## (3) 国家機構に監察委員会の増設

憲法改正は、3条において、国の行政機関、裁判機関及び検察機関に加え、監察機関も、人民代表大会によって選出され、人民代表大会に対して責任を負い、その監督を受けることを明記した。これを受けて、新たに憲法第3章第7節「監察委員会」を設け、「監察委員会は、法律の規定により、独立して監察権を行使し、行政機関、社会团体及び個人による干渉を受けないこと」(127条1項)、「監察機関は、職務違法事件及び職務犯罪事件を処理するに当たって、裁判機関、検察機関、法律執行部門と相互に協力し、互いに制約し合わなければならない」(127条2項)などの規定を新設した。

## (4) 主席及び副主席の任期の撤廃

憲法改正は、中華人民共和国主席及び副主席の任期について、旧憲法の「2期を超えて連続して就任することはできない」との規定を削除した(79条3項)<sup>3</sup>。

	旧憲法	憲法改正
79条3項	主席及び副主席の毎期の任期は、全国人民代表大会の毎期の任期と同一とするし、2期を超えて連続して就任することはできない。	主席及び副主席の毎期の任期は、全国人民代表大会の毎期の任期と同一とするし、 <del>2期を超えて連続して就任することはできない。</del>

## (5) 憲法による地方性法規の制定権の具体化

旧憲法には、区を設けている市の人民代表大会及びその常務委員会の地方性法規の制定権について、明文がなく、立法法において、関連する制定権の範囲は都市農村の建設及び管理、環境保護、歴史文化の保護等と規定されている(立法法72条2項)。

憲法改正は、100条2項を新設し、憲法をもって区を設けている市の人民代表大会及びその常務委員会による地方性法規の制定権を具体化した。

	旧憲法	憲法改正
100条1項	省及び直轄市の人民代表大会並びにその常務委員会は、憲法、法律及び行政法規に抵触しないことを前提として、地方性法規を制定することができ、これを全国人民代表大会常務委員会に届け出る。	省及び直轄市の人民代表大会並びにその常務委員会は、憲法、法律及び行政法規に抵触しないことを前提として、地方性法規を制定することができ、これを全国人民代表大会常務委員会に届け出る。

<sup>3</sup> 全国人民代表大会第1回会議秘書処法案チームリーダー、全国人民代表大会常務委員会法制業務委員会の沈春耀主任によれば、中国共産党の党規約には、党の中央委員会総書記の任期任職の規定がなく、中国共産党中央軍事委員会主席の任職任期の関連規定もない。更に、憲法による国家中央軍事委員会主席の任職任期の規定には、「2期を超えて連続して就任することはできない」との規定がない。そのため、憲法による主席及び副主席の任期を上記の規定と同じように取り扱うべきであるとの意見は多く募集された。(http://www.xinhuanet.com/politics/2018lh/zb/20180311c/wzsl.htm)

100 条 2 項	無	区を設けている市の人民代表大会及びその常務委員会は、憲法、法律及び行政法規並びにその省、自治区の地方性法規に抵触しないことを前提として、法律の規定に基づき地方性法規を制定し、その省、自治区の人民代表大会常務委員会に提出して、その承認を得た後に施行することができる。
-----------	---	--

## (6) その他

憲法改正により、「中華民族の偉大な復興」との表現の追加(前文)に加え、国による社会主義の核心的価値観の唱道(24条2項)、国家公務員の憲法宣誓制度(27条)、国务院の職権としての生態文明建設の指導・管理(89条1項6号)等の内容が新たに規定された。

(憲法改正後全 143 条)

## II 国务院レベル

## 一 「上海市における『営業許可証と関連許可証の分離』改革試行のさらなる推進の業務案に関する回答」

(原文「国务院关于上海市进一步推进“证照分离”改革试点工作方案批复」)

国発(2018)第 12 号、国务院 2018 年 2 月 11 日公布、同日施行

国务院は、2015 年 12 月 22 日に「上海市における『営業許可証と関連許可証の分離』改革試行全体方案を実施するための回答」(国函[2015]222 号)、2016 年 4 月 19 日に「上海市浦東新区における関連の行政法規及び国务院文書に定める行政審査認可等の事項の暫定的調整に関する決定」(本ニュースレター No.226(2016 年 6 月 17 日発行)をご参照)をそれぞれ公布した。これらの規定により、上海市浦東新区において、計 116 項目の行政審査認可に関して、審査認可の廃止、届出制への変更、手続きの簡素化等の改革試行が実施された<sup>4</sup>。

そして、この度、国务院は、「上海市における『営業許可証と関連許可証の分離』改革試行のさらなる推進の業務案」(以下「改革業務案」という)について回答(以下「本回答」という)を公布し、上海市浦東新区において、さらに 10 分野 46 項目の行政審査認可について改革試行の実施を決定した。

本回答及び改革業務案の主な内容は以下のとおりである。

## 1. 本回答の内容(改革業務案の実施)

本回答によれば、改革業務案は、2018 年 2 月 11 日から 2018 年 12 月 31 日まで、上海市浦東新区において実施される。

国务院は、上海市政府に対して、審査認可の種類を最大限減らすのと同時に、多様な監督管理措置を採るよう要求した。さらに、浦東新区における改革試行の成熟した経験を適時に上海市全域に拡大して試行するよう指示した(本回答 3 条)。また、国务院の各関連部門に対して、上海市における改革試行を積極的にサポートし、今後、更に全国に拡大して実施するよう要求している(本回答 4 条)。

なお、改革試行を実施するために、関連する法律の規定を暫定的に修正する必要がある場合、国务院は、全国人民代表大会常務委員会に対して、上海市において法律規定を暫定的に修正する権限を国务院に付与する決定を出すよう要請する旨が定められている(本回答 5 条)。

## 2. 改革業務案の内容

改革業務案は、今後の「営業許可証と関連許可証の分離」改革の試行について、行政審査認可の種類をできるだけ

<sup>4</sup> なお、2017 年 9 月 28 日に、国务院は、「より広い範囲における「営業許可証と関連許可証の分離」改革試行業務の推進に関する意見」(本ニュースレター No.264(2016 年 11 月 6 日発行)をご参照)を公布し、上記上海市で試行された改革を全国 10 の自由貿易試験区に拡大して実施することを決定した。

当事務所は、本書において法的アドバイスを提供するものではありません。具体的案件については個別の状況に応じて弁護士にご相談頂きますようお願い申し上げます。

減らし、新しい技術、産業、ビジネスモデル、製品、業態の模索に対して、包容力のある慎重な監督管理制度を採る方針を掲げている(改革業務案1条)。

改革が行われる分野は、商事制度、薬品・医療器械分野、投資・建設プロジェクト分野、交通運輸分野、質屋許可管理、農業分野、医療衛生分野、品質技術監督分野、文化、旅行分野の多岐にわたる(改革業務案2条)。改革業務案の付表で、上記分野に関する47項目について、それぞれ①審査認可の取消、②告知承諾制度<sup>5</sup>の実施、③行政サービスの改善に分類して改革の具体的な内容を定めている。

そのうち、①審査認可が取り消されたのは、「社会による設立された医療機関における二類大型医療用設備配置許可証の確認発行」、「重要工業製品生産許可証の確認発行」の一部、「計量校正実験室資質認定」(原文「計量校准实验室资质」)の3項目である。また、②告知承諾制度が実施されるのは、「外商投資建設業企業資質許可」、「外商投資建設プロジェクト設計企業資質許可」、「食品関連製品生産許可証の確認発行」、「外商投資旅行社業務許可審査認可」等をはじめとする計16項目となっている。

(本回答全5条)

### Ⅲ 中央行政部門レベル

#### 一 『中国銀監会外資銀行行政許可事項実施規則』の改正に関する決定

(原文「关于修改《中国银监会外资银行行政许可事项实施办法》的决定」)

中国銀行業監督管理委員会令2018年第3号、中国銀行業監督管理委員会2018年2月13日公布、同日施行

外資銀行<sup>6</sup>に関する機構設立・変更・終了、業務範囲、董事・高級管理職の就任資格等の手続きを詳細に規定する「中国銀監会外資銀行行政許可事項実施規則」は、2014年に公布され、2015年に改正された<sup>7</sup>。2018年2月13日、中国銀行業監督管理委員会は、『中国銀監会外資銀行行政許可事項実施規則』の改正に関する決定を公布し、同規則の二回目の改正を行った。本改正の主要な内容は、①銀行業の対外開放の更なる拡大、②事前の許可が必要となる事項の削減、③中国銀行と外資銀行に適用される規制内容の統一の3点である。

#### 1. 銀行業の対外開放の更なる拡大

銀監会は、2017年3月、「外資銀行による一定の業務展開に関する通知」<sup>8</sup>を公布し、外商独資銀行や中外合弁銀行は、リスクをコントロールできるという前提の下、法に従い、国内の銀行業金融機関<sup>9</sup>に対して投資を行うことができる旨を定めていた。本改正では、かかる規定をより具体化し、投資の具体的な条件、申請資料及び審査許可の手続きを具体化した。外商独資銀行、中外合弁銀行が国内の銀行業金融機関を投資設立・参入する場合の条件として、權益性投資残高が原則でその純資産の50%を超えないこと、直近2会計年度連続して利益を計上していること等の10項目が定められている。

なお、2017年度版外商投資産業指導目録等によれば、外資金融機関が中資銀行に投資する場合には、外資金融機関単独での持分比率は20%を超えてはならず、複数の外資金融機関の持分比率の合計は25%を超えてはならないとの制限が置かれている。本改正では、外資銀行による国内の銀行業金融機関への投資設立・参入は、関連法令に

<sup>5</sup> 一定の審査認可要件について企業が承諾し、必要な資料を提出するのみで審査認可を受けられる制度

<sup>6</sup> 「中国銀監会外資銀行行政許可事項実施規則」2条によれば、本規則にいう外資銀行は、外商独資銀行、中外合弁銀行、外国銀行の支店及び外国銀行の代表所(原文「代表处」)を含むとされている。

<sup>7</sup> 本ニュースレター203号(2015年6月29日発行)をご参照ください。

<sup>8</sup> 本ニュースレター250号(2017年4月14日発行)をご参照ください。

<sup>9</sup> 「中国銀監会外資銀行行政許可事項実施規則」62条によれば、銀行業金融機関とは、中国国内に設立される商業銀行、農村合作銀行、農村信用合作社等の公衆の預金を受け入れる金融機関及び政策銀行をいい、中国国内に設立される金融資産管理公司、信託公司、企業集団財務公司、金融リース公司、自動車金融公司、通貨仲介会社、消費金融会社及びその他の銀監会の認可を経て設立される金融機関は、銀行業金融機関に関する規定を適用するとされている。

従って行われるべき趣旨の規定がおかれているため(62条)、本改正によっても、上記2017年度版外商投資産業指導目録等上の外資規制が変更されるものではなく、かかる規制は引続き適用される。

このように、本改正は、銀行業に適用される外資規制を直接緩和するものではないが、外資銀行による国内の銀行業金融機関への投資設立・参入の条件や手続が明確化することで、外資銀行による参入を事実上促進する意義はありと考えられる。

## 2. 事前の審査許可が必要となる事項の削減

本改正では、外資銀行による、①顧客のための国外資産運用代行業務の取扱、②顧客のための国外資産運用代行保管受託業務、③証券投資ファンド保管受託業務、④清算済外資金融機関による利息を生む資産の取得という4つの項目につき、事前の審査許可が廃止され、事後報告制とされた。

## 3. 中国銀行と外資銀行に適用される規制内容の統一

本改正は、いくつかの面で外資銀行に適用される規制の緩和が図られ、中国銀行に適用される規制と最大限同様のものに統一された。具体的には、従来、外資銀行による出張所の設立が設立準備と開業の2つの段階に分けられ、それぞれ主管部門に対して審査認可を行う必要があったが、本改正では、二つの審査認可手続きが統合され、開業の審査認可のみが残されている。また、外資銀行が、デットファイナンス(原文「债务工具」)、エクイティファイナンス(原文「資本充实手段」)の実施を申請する場合、従来の規則において要求されていた、中国法律事務所作成の法律意見書は不要とされた。さらに、同性質・同種類の外資銀行間において以前と同様又は以前より低い部署に就任する場合の高級管理職の就任資格審査は不要となり、届出制に変更された。

(全9条)

## IV 司法解釈

## V 地方レベル

## VI その他

**森・濱田松本法律事務所 中国プラクティスグループ**

射手矢好雄、石本茂彦、江口拓哉、小野寺良文、康石、本間隆浩、  
湯浅紀佳、山口健次郎、鈴木幹太、森規光、宇賀神崇、青山慎一、小松岳志、井上諒一、  
孫彦、原潔、趙唯佳、李珉、姚珊、吉佳宜、解高潔、李維佳、胡勤芳、高玉婷、柴巍、  
戴樂天

提携事務所 北京中諮律師事務所

張繼文

[www.mhmjapan.com](http://www.mhmjapan.com)

(当事務所に関するお問い合わせ)  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
[mhm\\_info@mhmjapan.com](mailto:mhm_info@mhmjapan.com)  
03-6212-8330

**TOKYO**

〒100-8222 東京都千代田区丸の内2-6-1  
丸の内パークビルディング  
TEL : 03-5223-7713  
FAX : 03-5223-7613  
[tokyo-sec@mhmjapan.com](mailto:tokyo-sec@mhmjapan.com)

**BEIJING**

北京市朝陽区東三環北路5号  
北京發展大廈316号室 100004  
TEL : 86-10-6590-9292  
FAX : 86-10-6590-9290  
[beijing@mhmjapan.com](mailto:beijing@mhmjapan.com)

**SHANGHAI**

上海市浦東新区陸家嘴環路1000号  
恒生銀行大廈6階 200120  
TEL : 86-21-6841-2500  
FAX : 86-21-6841-2811  
[shanghai@mhmjapan.com](mailto:shanghai@mhmjapan.com)